

令和6年10月11日
農林水産部畜産課
043-223-2929

国内の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染確認を受けた 本県の対応について

令和6年10月4日に国内の野鳥における今季1例目の高病原性鳥インフルエンザの感染が北海道乙部町で確認されました。

これを受けて、県では県内で鶏等を100羽以上飼養する農場に対し、家畜伝染病予防法に基づく消毒命令を行いますのでお知らせします。

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ感染確認事例について

- (1) 場所及び鳥種
北海道乙部町 ハヤブサ
- (2) 遺伝子検査判定日
令和6年10月4日

2 県の対応について

- (1) 県内で、100羽以上の鶏及びその他の家きんを飼養する農場全てに、家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令を実施
- (2) 上記農場に対する消毒薬の無償配付
- (3) 県内すべての養鶏事業者等に対して、飼養衛生管理の徹底を注意喚起
- (4) 県ホームページ等による県民への周知